第13節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組

金融庁では、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組を実施している。

I 英語による行政情報の発信

以下の取組により、英語による行政情報の発信に注力した。その際、金融資本市場に関する施策・行政対応のように、国際的な関心が高い事案については、ウェブサイトでの英語による公表とX(旧 Twitter)(英語版アカウント)の投稿を同時に実施するよう努めた。

- 大臣記者会見等の英訳の公表
- ・「FSA Weekly Review」(公表物の英語による概要版) の公表
- X (旧 Twitter) (英語版アカウント)の投稿
- ・月刊広報誌「アクセス FSA」の英訳の公表
- Ⅲ 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応(ワンストップ窓口) 英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口(2014年4月設置)では、英語での一元的な対応を実施している。

2023 事務年度においては、計 418 件の照会が寄せられ、その内訳は、当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が 257 件、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が 54 件、その他の照会が 107 件であった。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

Ⅲ 法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

2023 事務年度においては、英語版を作成した主な法令等(資料 1 参照)のほか、「2023 事務年度金融行政方針」の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・議事録の英語版を公表した。

加えて、「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレスレポート(中間報告)(2024年2月)及び「地域銀行有価証券運用モニタリングレポート」(2023年6月)の英語版を公表した。

英語版を作成した主な法令等

- ・電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第八十七号による改正まで反映)
- ・金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(第二章第二節第五款以降)(令和五年内閣府令第八十七 号による改正まで反映)
- ・保険業法施行規則(令和五年内閣府令第五十号による改正まで反映)
- ・保険業法施行令(令和五年政令第百八十六号による改正まで反映)
- ・企業内容等の開示に関する内閣府令(様式)(令和五年内閣府令第十一号による改正まで反映)
- 公認会計士法(令和五年法律第五十三号による改正まで反映)